

○小林委員 私の方から三つのテーマについてお伺いさせていただきます。

初めに、都立学校における I C T 環境の充実についてお伺いします。

二十七年度予算案の中では、学習の一層の充実を図るため、公立小中学校における L A N 環境整備等にかかわる支援や、都立学校においてタブレット端末を計画的に配備するなどの予算が計上されております。目まぐるしい技術革新が進む中、それらの技術を活用して、教育環境の充実、学習支援のために I C T 環境を整備していくことは重要なことであると思います。

改めて、都立高校及び特別支援学校においてタブレット端末を配備していく、その意義と期待する効果について見解をお伺いします。

○堤総務部長 タブレット端末は、多様な機能を持ちながら小型軽量で持ち運びがしやすく、操作が容易でございます。都立高校では、生徒用のタブレット端末を配備することによりまして、普通教室において手軽に調べ学習やグループ学習を行うことが可能となり、情報活用能力やプレゼンテーション力の向上を図ることができます。

また、特別支援学校では、弱視の児童生徒がズーム機能を使って文字や画像を拡大したり、鉛筆を握ることが困難な肢体不自由の児童生徒が画面タッチで文字を入力するなど、学習支援機器として活用できます。さらに、障害の種別や程度に対応したアプリを導入することによりまして、個に応じた学習を一層支援することが可能となります。

このようにタブレット端末を活用することによりまして、これまで以上に質の高い教育環境を実現し、学習効果を高めることが期待されます。

○小林委員 ありがとうございます。

それでは、今後、この各都立学校に対して、タブレット端末をどのように整備を進めていくのかお伺いします。

○堤総務部長 都立高校につきましては、必要なときに学級単位で一人一台のタブレット端末を同時に使用できるよう、一校当たり一学級の生徒数分四十台を配備いたします。

特別支援学校のうち、盲・ろう学校につきましては高校と同様の考え方で、肢体不自由、知的障害の学校につきましては国語や算数など学年単位で授業を行う際に全員が使用できるよう必要数を配備いたします。

全ての都立学校において、このような学習環境を実現するため、都立高校においては平成二十七年度から、特別支援学校においては平成二十六年から、いずれも三カ年を目途に順次タブレット端末の導入を図ってまいります。

○小林委員 計画的にこのタブレット端末を導入していくこととともに、ソフト面の充実が大切になってくると思います。

先ほど、都立高校、特別支援学校への導入の意義と期待される効果をお伺いしましたが、

より高い教育効果を上げていくには、タブレット端末の特性を生かし、生徒が興味を持ち、学ぶ意欲を高めるような持続的なソフトの面の充実が必要であると思います。

都教育委員会は、タブレット端末を導入し、それらをより効果的に活用していくために教材の開発促進や各学校への支援などについて、今後どのような取り組みを行っていくのかお伺いいたします。

○堤総務部長 都教育委員会は、都立学校教員が開発した四千を超える学習コンテンツについて、全ての都立学校が利用できるシステムを構築しております。今後、生徒がタブレット端末を使用するような学習場面を想定したコンテンツを拡充するなど、さらなる充実を図ってまいります。

都立高校につきましては、特に生徒一人一人の能力や特性に応じた個別学習や、生徒が相互に教え合い学び合う共同学習においてタブレット端末を効果的に活用できるよう、授業支援ソフトを提供するなどの支援策を検討してまいります。

特別支援学校につきましては、昨年六月から、さまざまな障害種別に応じたタブレット端末活用事例を都の教育委員会ホームページに掲載しておりまして、引き続き効果的な事例を収集し、活用を促進してまいります。

○小林委員 今ご答弁にありました学習コンテンツ活用システム、これは私も拝見させていただきました。二十年以上前に私も教員免許取得のために母校の都立高校で日本史の教育実習を行いました。私の教育実習のときは、まだパソコンは普及しておりませんでしたので、黒板への板書が中心でありましたけれども、教育実習の際の学習内容が江戸時代の享保の改革でありましたので、享保の改革の学習コンテンツを拝見しました。コンパクトにまとめ、画像も挿入するなど、非常にわかりやすく作成されているなどの印象を受けました。

タブレットの活用は生徒もさることながら、指導する教員も指導法など研究し続ける必要があるかと思えます。私は、平成二十三年の第一回定例会の一般質問で、日本史教育の充実にあたって、都として多角的な資料、教材を集積して活用していけるように提供していくなど、現場の教員に対する取り組みが必要と質問をさせていただきました。

その際、東京各地の史跡や文化財の情報を収集し、新たにデジタルコンテンツを作成して、各学校の教員が補助教材として活用できるようにしていくとのご答弁がありましたが、日本史に限らずあらゆる科目に対して、今後もコンテンツの充実に努めるとともに、特別支援学校での活用にあたって、障害の種別、程度に応じたアプリの充実をぜひともお願いしたいと思います。

次に、世界に発信する日本の伝統文化教育の充実についてお伺いいたします。

当初、三問お伺いする予定でしたが、先ほどの今村委員の質問と趣旨がかぶる点がございますので、これは割愛させていただきたいと思えます。

二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピック開催の決定後、文化プログラムの策定にあたって、日本の伝統文化の世界への発信、また国民自身が自国の文化のすばらしさを再認識していく大事な好機として、その取り組みが重要になってまいります。

改めて確認でございますが、教育現場における日本の伝統文化教育について、都教育委員会のこれまでの取り組みについてお伺いいたします。

○金子指導部長 都教育委員会は、日本の伝統文化に関する教育がより一層系統的、計画的に進められるよう、都立学校における教材集である日本の伝統文化の作成、配布や、小中高等学校のカリキュラムの開発を行ってまいりました。

また、日本の伝統文化理解教育推進校やモデル地域を指定いたしまして、成果発表やシンポジウムなどを実施することにより、都内全公立学校に普及啓発を図ってまいりました。

さらに、先人の生き方に学ぶ都独自の道徳教材や日本史教科書「江戸から東京へ」の作成配布、伝統文化に関する部活動への外部人材の導入などを行い、各学校の取り組みを支援してまいりました。

○小林委員 今ご答弁にもございました外部人材の導入、これは大事な視点であると思います。やはり実際に日本の伝統や文化の現場で活躍されている方や専門的な知識、経験を持っている方の言葉や振る舞いを目の当たりにすることは、児童生徒の心にさらに大きく響くものがあると思いますので、さらなる充実をお願いしたいと思います。

さらに、学校における日本の伝統文化に関する教育の一層の充実を図るためには、他局と連携した支援が重要だと考えます。

例えば、文化振興は生活文化局が所管しておりますので、生活文化局が持っている事業を教育現場で活用するなどした取り組みを行っていくべきではないかと思います。都庁各局とも連携した伝統文化教育の充実について見解をお伺いいたします。

○金子指導部長 二〇二〇年を見据え、都教育委員会は、毎月学校に向けて発行している日本の伝統文化に関するメールマガジンに江戸東京博物館の特別展や産業労働局が主催する東京都伝統工芸品展に関する情報を掲載しております。

来年度は、生活文化局と連携いたしまして、都内の小中学校などに能楽や日本舞踊などのプロの実演家を派遣するプログラムを新たに実施いたしまして、伝統文化の体験の機会の充実を図ってまいります。

また、こうした他局との共同事業を校長会や教員研修などにおきましても周知するとともに、他局が持っている専門家の人材情報を提供するなどいたしまして、各学校の取り組みを支援してまいります。

○小林委員 都では東京文化ビジョンを策定しましたが、このビジョンを具現化していくためには、間違いなく、教育庁の伝統文化教育の充実が一翼を担っていくと思いますので、さらなる充実をお願いしたいと思います。

最後に、オリンピック・パラリンピック教育についてお伺いします。

教育庁では、今年度よりオリンピック・パラリンピック教育に取り組んでおりますが、オリンピックが自分たちの住んでいる都市で開催されるという千載一遇の機会を幾重にも価値あるものとし、次代を担う未来の宝の子供たちがオリンピック・パラリンピックを通

じて、自身の糧としていくためにも大切な取り組みであると思います。

そこで、これまでのオリンピック・パラリンピック教育の取り組みと今後の取り組みについてお伺いいたします。

○鯨岡指導推進担当部長 今年度、オリンピック教育推進校三百校では、さまざまな活動に取り組むとともに、アスリートとの交流などを行ってまいりました。

具体的には、オリンピズムや大会の歴史、競技ルールなどの学習に加えまして、小学校では和楽器の演奏、中学校ではブラインドサッカーの運営ボランティア、高校では留学生との国際交流など、各学校がそれぞれ特色ある授業を行っております。

来年度は、この教育推進校を六百校に拡充いたします。さらに、全ての児童生徒が詳しく大会等を学べるよう、学習読本やDVD教材を作成するとともに、障害者スポーツの体験などに取り組んでまいります。

こうした取り組みを一層進めまして、今後、全ての学校でオリンピック・パラリンピック教育を展開してまいります。

○小林委員 オリンピックは世界最大のスポーツの祭典であると同時に、平和の祭典とも呼ばれております。オリンピック憲章では、人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会を奨励することがうたわれております。このオリンピックの理念をより浸透させるため、IOCはローザンヌに国際オリンピック休戦財団を、またアテネに国際オリンピック休戦センターを設立し、国連や各国と協力しながら、世界平和の実現に向けて活動を行っております。

先月公表された、東京二〇二〇大会開催基本計画におけるファンクショナルエリアの教育における主要目標の一つとして、オリンピック休戦プロジェクトを通じて、国内外において、その意義と価値に対する理解を推進し、世界の平和の実現に寄与することと掲げられております。

先日行われましたオリンピック・パラリンピック推進対策特別委員会においても、この休戦プロジェクトの意義について質問をさせていただきましたが、オリンピック・パラリンピックと平和という視点を教育現場において伝えていくことは大変に重要であると考えます。

そこで、今後、オリンピック・パラリンピック教育を進めるに際して、平和な社会を実現するというオリンピックの理念を子供たちがしっかりと学習すべき環境を整えていく必要があると考えますが、見解をお伺いします。

○鯨岡指導推進担当部長 児童生徒が大会の基本理念を正しく学ぶことは大切でございます。とりわけ、スポーツを通じた国際交流が青少年の健全育成や世界の平和に貢献していることを理解することには大きな意義がございます。

このため、教育推進校では、スポーツに親しむ活動はもとより、児童生徒の発達段階に応じて、大会の理念や意義などをどのように学習するのかということにつきまして、モデル校として教科や学校行事等で先進的な取り組みを行っております。

また、二〇二〇年の大会が子供たちの生涯にわたる財産となりますよう、有識者会議におきましても十分検討を進め、東京ならではの教育プログラムを作成してまいります。

○**小林委員** 今、ご答弁の中で有識者会議という言葉が出てまいりました。今後、この有識者会議でさまざま検討していくというお話がございましたけれども、会議での議論も踏まえて、今後、オリンピック・パラリンピック教育をどのように進めていくのか改めて伺います。

○**白川教育政策担当部長** 東京のオリンピック・パラリンピック教育の基本理念や施策について検討するため、昨年十月に学識経験者やアスリートなどから成る有識者会議を立ち上げたところでございます。この会議では、お話のオリンピックと平和とのかかわりも含め、幅広く検討を行っております。

今後、会議での議論も踏まえ、オリンピック・パラリンピック教育において、スポーツにより一層親しむとともに、オリンピズムの精神や大会が国際平和に果たしてきた役割について子供たちに伝え、多くの国々との交流により、国際社会の発展に貢献できる人材を育ててまいります。

○**小林委員** 大会都市決定後の一昨年秋に、ある教員の方より、東京大会の決定を踏まえ、二〇二〇年に向けてどのような国づくりを目指すべきかをぜひ授業で取り組んでいきたいと思うので話を聞かせてもらいたいとのご要望をいただいて、さまざま意見交換をいたしました。

その後、授業で取り組んだ成果をご報告いただきましたが、二〇二〇年に向けてどのような国づくりを目指すべきかという課題に対しては、経済的に豊かな国、どの外国とも仲よく協力できる国、外国から信頼される国、外国人がすばらしい来てよかったと思える国、地震にしっかり備えられている国、安心・安全な国、環境のことを考えた国、たくさんの人が喜ぶものがある国などの生徒の意見があったとのことでございます。

また、東京大会が決定したI O C総会における滝川クリステルさんとパラリンピアン佐藤真海さんのスピーチを見せて、自分にできることを考えさせたそうでもあります。英語を覚えて外国人と話せるようにする、困った人がいたら助けてあげる、環境のことを考えてまちを汚さない、自分が幸せだと思える人生を送る、サービス精神を大切にする、どんな人とも仲よくするなどの意見があったそうでございます。

この先生は授業を通じて、今後はもう少しオリンピック・パラリンピックを身近に考えられるような手だてが必要だと感じた感想を述べておられました。

有識者会議での議論もあるとのことですが、ぜひとも学んでよかった、さらに二〇二〇年が楽しみになってきたと思えるような教育内容の充実にぜひとも努めていただきますようお願いいたします。